

平成 28 年 (行ウ) 第 84 号  
大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件  
原 告 光 城 敏 雄 外4名  
被 告 大東市水道事業管理者職務代理者

平成29年4月19日

## 準備書面(4)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正市



(主任) 弁護士 寺内則雄



頭書事件について、被告は、訴え変更申立書及び原告準備書面(3)に対し、以下のとおり弁論を準備する。

記

### 第1 訴え変更申立書について

#### 1 監査期間の徒過(本案前の答弁)

(1) 原告らは、平成25年10月15日、大東市水道事業と株式会社三住建設(以下、三住建設)との間で締結された、「灰塚配水ポンプ室築造工事」(以下、本件工事)の請負契約(以下、本件契約)は、談合に基づき受注予定者とされた三住建設が、大東市水道事業の実施した一般競争入札(以下、本件入札)において応札し違法に落札したことにより締結されたもので、また、平成26年4月1日、本件工事の追加工事として「次亜塩素酸ナトリウム貯蔵室の空調設備工事及びポンプ室全体の電気配線等工事」(以下、本件追加工事)の追加変更契約(以下、

本件変更契約)は、本来、本件追加工事は本件入札と一体として実施されるべきものであるのを除外して随意契約により締結された違法なものであり、大東市水道事業は、これにより談合あるいは随意契約でなければ形成されたであろう代金額と契約金額との差額金2541万2832円の損害を被ったと主張し、被告に対し地方自治法(以下、法)242条2項3号及び4号に基づき、以下の①～③の請求をする。なお、①及び②の三住建設に関する各請求は選択的併合の関係にあり、また、①及び③の松本剛に関する各請求も選択的併合の関係にある。

- ① 本件契約及び本件変更契約が違法な財務会計上の行為であることを前提に、同項4号に基づき、「当該職員」である大東市水道事業管理者職務代理者の松本剛(以下、松本)及び「当該行為にかかる相手方」である三住建設に対し、損害賠償金2541万2832円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること(以下、この支払請求に係る請求を「請求1」)。
- ② 大東市水道事業は、本件入札に際して談合した三住建設、富田建設、岡本建設及び被告補助参加人株式会社新田工務店(以下、「補助参加人ほか3社」)に対し、不法行為による金2541万2832円の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被告はその行使を違法に怠っていることを前提に、同項3号に基づき、被告が「補助参加人ほか3社」に対してそれぞれ金2541万2832円の支払を請求しないことが違法であることを確認するとともに(以下、この確認に係る請求を「請求2」)，同項4号に基づき、「怠る事実に係る相手方」である「補助参加人ほか3社」に対して金2541万2832円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること(以下、この支払請求に係る請求を「請求3」)。
- ③ 大東市水道事業は「補助参加人ほか3社」が談合していることを知りながら、これを容認する本件契約の締結を行った水道事業管理者職務代理者の松本に対し、不法行為による金2541万2832円の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被告はその行使を違法に怠っていることを前提に、同項3号に基づき、被告が松本に対して金2541万2832円の支払を請求しないことが違法であることを確認するとともに(以下、この確認に係る請求

を「請求4」），同項4号に基づき，怠る事実に係る相手方である松本に対して金2541万2832円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること（以下、この支払請求に係る請求を「請求5」）。

(2) しかし、請求1、同3～4は以下のとおり失当であり却下を免れない。

① 請求1について

請求1に係る部分は、本件契約及び本件変更契約が違法であることを前提に、「当該職員」である松本及び「当該行為に係る相手方」である三住建設に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えであるところ、法242条2項は、同条1項に規定された「契約の締結」その他の財務会計上の行為に係る本件監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれをすることができないところ、本件契約及び本件変更契約が締結されたのは前者は平成25年10月15日、後者は平成26年4月1日であり、本件監査請求がされたのは本件契約及び本件変更契約が締結された日から1年経過後の平成28年1月8日であり、本件監査請求のうち請求1に対応する部分は、同条2項の規定する期間を徒過してされた不適法なものである。

② 請求4及び5について

請求4及び5に係る部分は、被告が松本に対する損害賠償請求権の行使を違法に怠っていることを前提に、当該怠る事実が違法であることの確認と、「怠る事実に係る相手方」である松本に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えであるところ、松本は、本件契約及び本件変更契約の当時、大東市水道事業管理者職務代理者の職にあってこれらの契約の締結権限を有する者であったが、財務会計上の行為たる本件契約及び本件変更契約の締結という行為に基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされた本件監査請求は、実質的には財務会計上の行為たる本件契約及び本件変更契約の締結を違法と主張してその是正を求める趣旨と解されるので、本件監査請求については本件契約の締結行為のあった日を基準として法242条2項の規定が適用されるので、本件監査請求のうち請求4及び5に対応する部分は、同項の規定する期間を徒過してされた不適法なものである。

③ なお、原告らは、本件変更契約の違法主張に関し、そもそも監査請求手続を経ていないので（甲1参照），本件変更契約の違法については監査請求前置主義に反する不適法なものである旨の主張を追加する。

## 2 変更後の請求の趣旨に対する答弁（本案の答弁）

(1) 原告らの請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は被告等の負担とする。

との判決を求める。

## 3 変更後の請求の原因に対する認否

(1) 本件入札が談合によるものであるとの点は否認する。

(2) 本件契約は本来一体である工事の一部分を除外したうえで入札したとある点、「松本」が三住建設と違法な契約（本件契約及び本件変更契約）を締結したとする点、はいざれも否認する。

(3) 本件契約の変更経緯については、準備書面（2）で明らかにしたとおりであるが、「次亜塩素酸ナトリウム貯蔵室の空調設備工事及びポンプ室全体の電気配線等工事」とある部分は「次亜塩素酸ナトリウム貯蔵室、ポンプ室全体における機械設備工事（機器設置、配管工事）、電気設備工事（空調・換気電源工事・コンセント設備工事）、電気設備工事（照明設備工事）」が正しい表記である（乙17中、本工事「建築付帯設備工事」第5号内訳書参照）。なお、大東市水道事業における工事は専ら土木に關係するもので建築はほとんどないことから本件の設計書の作成を株式会社関西コンサルタントに委託していたものであるが、同社からすでに提出を受けていた「設計書」（乙16）について平成25年9月25日上記漏れていた工事の連絡を受け、その後同社との間に締結された業務委託契約書（乙15）第15条の瑕疵担保規定に基づき、「変更設計書」（乙17）が提出されている。

## 第2 本件談合の有無について

### 1 大東市における近時の入札状況

平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された予定価格5000万円以上の入札のうち、制限付一般競争入札の形で行われたものは、本件入札を除いて14件である（乙18）。そして、

① 平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間の制限付一般競争

入札の落札率は平成25年頃を境に高止まり傾向を示している。このような落札率の高止まりは、恒常的な談合の存在を窺わせる一事情となり得ると考えられるが、乙19～21、22の1～4、23～26によれば、平成25年頃以降、実勢価格に即して設定された予定価格が、東日本大震災にかかる復旧・復興事業等の影響で人件費や資材価格が急騰したことによって、入札実施までの間に実勢価格を下回り、入札が不調ないし不落に終わる事態が生じるようになったこと、また、平成26年に入り、大東市の近隣市を含む近畿圏でも入札の不調ないし不落が相次ぐようになったことが認められる。そうすると、大東市における平成25年度以降の落札率の高止まりは、人件費及び資材価格の高騰が原因で生じたものであることが否定できないから、上記落札率の高止まりの事実のみをもって、恒常的な談合の存在を推認することはできない。

② 次に、平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された制限付一般競争入札の落札状況をみると、市内の会社が単独で落札した件数は、平成23年以前に実施された6件についてはうち1件にとどまっている（乙18）、平成25年以降に実施された8件についてはうち7件と大幅に増加している。このような市内の会社が落札する割合の増加は、市内の会社による恒常的な談合、上記7件のうち5件を落札した富田建設ほか2社による談合の存在を疑わせるものであるが、この割合の変化は、大東市外に本店を有する建設会社（以下、「市外の会社」）の応札が減少したことによるものと考えられる（平成23年以前に実施された6件については、市外の会社がその全てに応札しているのに対し、平成25年以降に実施された8件については、市外の会社が応札したのは半数の4件にとどまっている。乙18）、上記割合の変化から、富田建設ほか2社による恒常的な談合の存在を推認することはできないし、平成25年以降に市外の会社による応札が減少したのは、入札の参加要件が市内の会社に有利に定められたようになったからであると推察されるが、仮にこれらが市内の会社に有利なものであったとしても、このことが恒常的な談合の存在を推察することはできない。

③ さらに、平成25年以降に市内の会社が単独で落札した上記7件の入札の内訳をみると、富田建設（市内2位）が落札したものが3件、オオヨドコーポレーション（以下、オオヨド）（市内1位）、三住建設（市内3位）、新田工務店（市

内5位) 及び亀井エンジニアリング(市内7位)が落札したものが各1件となつており、富田建設ほか2社で上記7件のうち5件を占めているが、富田建設ほか2社は、大東市における平成27年10月末日現在の総合評定値の上位3社であるから、予定価格5000万円を超える規模の入札において、その受注の大半を占めていたとしても不自然とはいえず、かかる事実をもって恒常的な談合の存在を推認することはできない(乙32参照)。

④ なお、原告らは、市民会館2階ホール増築他建築工事に係る入札において、三住建設及びオオヨドが予定価格を超える価格で応札し、予定価格と一致する価格で応札した富田建設が落札者となったことについて、富田建設ほか2社のこのような応札態度は極めて不自然であって、談合に基づくものであると考えなければ説明が付かず、かかる事情は、富田建設ほか2社による恒常的な談合の事実を推認させるものである旨主張するようである。しかしながら、当該入札が実施された当時は、入札の不調ないし不落が相次ぐ状況にあり、富田建設ほか2社が予定価格を超える価格やこれと一致する価格で応札したことは、それ自体特段不自然なことではない。また、原告らは、オオヨドは大東市が同時期に実施した制限付一般競争入札において予定価格を超える価格で応札したことはないから、市民会館2階ホール増築他建築工事におけるオオヨドの応札態度は不自然である旨主張するようであるが、オオヨドは同時期に他の地方公共団体が実施した入札において予定価格を超える価格で応札しているので(乙31の1~2)，この応札態度が不自然なものということはできない。

2 以上のとおり、大東市が近時に実施した制限付一般競争入札の落札率や落札状況等からは、「補助参加人ほか3社」による恒常的な談合の存在を推認することはできないので、被告が「補助参加人ほか3社」に対してそれぞれ金2541万2832円の支払を請求しないことが違法であるとの確認を求める請求2並びに「補助参加人ほか3社」に対して金2541万2832円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求することを求める請求3は、いずれも理由がないことは明らかである。

### 第3 その他

本件変更契約(乙10)の変更額は、前記「変更設計書」(乙17)により追加工事費の増額が金4,165,891円となったことに伴い、共通仮設費、現場管理費、一般管理費も増額となり、トータルで金5,635,000円となり、これ

に落札率94.98%を乗じた金5,352,000円となっていることを補足しておきたい。

以上